

契約の保証について

(請負代金額が 500 万円未満の工事については、原則として契約の保証措置を求めません)

【 請負契約における契約の保証等について 】

(1) 金銭的保証について

建設工事請負契約（以下「請負契約」という。）における契約の保証については、金銭的保証を原則として、請負代金額の 10 分の 1 以上の金額の契約の保証を求める。

落札者は、次のいずれかの金銭的保証を選択するものとする。

- I 契約保証金（現金）
- II 契約保証金に代わる利付国債等
(利付国庫債券又は茨城県公募公債証券(利札付のものに限る。))
(以下「利付国債等」という。)
- III 銀行等（注 1 に定める金融機関に限る。）の保証又は前払金保証事業を行う保証事業会社の保証（以下「金融機関等の保証という。」）
- IV 公共工事履行保証証券
- V 履行保証保険（定額てん補特約付きであること。)

注 1 銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）とする。

(2) 役務的保証について

工事によっては、役務的保証を求める。

役務的保証は、保証金額が請負代金額の 10 分の 3 以上の金額となっている公共工事履行保証証券（瑕疵担保特約付であること。いわゆる履行ボンド）に限る。

(3) 契約の保証措置の免除（無保証）について

(1) 及び(2)にかかわらず、請負代金額が 500 万円未満の工事については、原則として契約の保証措置を求めない。

【 金銭的保証の取扱い 】

(1) 契約保証金（現金）の場合

【契約締結時】

- ① 小美玉市会計課において契約保証金を納付し領収書の交付を受けてから、小美玉市管財課（契約検査係）で請負契約を締結すること。
 - ・ 契約保証金納付書に必要事項を記載すること。（入札通知書と同じ）

- ・ 請負契約書の契約保証金の欄には、納付額と同額を記載すること。

②領収書は保証金の還付を受けるまで保管しておくこと。

【請負代金額の変更時】

請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。

【工事完成時】

完了検査終了後、工事主管課に契約保証金還付請求書を提出すること。

(2) 利付国債等の場合

【契約締結時】

①管財課（契約検査係）に、利付国債等に一時保管有価証券納付書を添えて提出し、一時保管有価証券領収書の交付を受けたうえで契約を締結すること。

- ・ 一時保管有価証券領収書には、契約保証金に代わる担保であること及び工事名工事番号を記載するよう申し込むこと。
- ・ 請負契約書の契約保証金の欄には、一時保管有価証券領収書の高額と同額を記載すること。

②一時保管有価証券領収書は証券の還付を受けるまで保管しておくこと。

【請負代金額の変更時】

請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。

【工事完成時】

工事完成後、管財課（契約検査係）に一時保管有価証券還付請求書及び一時保管有価証券領収書を提出し、指定日に還付を受けること。

(3) 金融機関等の保証の場合

【契約締結時】

管財課（契約検査係）に請負契約書案を提示のうえ、金融機関等が交付する保証書を提出し、請負契約を締結すること。保証事業会社の電子保証による場合は、事前に認証キー（PDF 形式）を管財課（契約検査係）宛にメール送信すること。

①保証書は次の内容を満たしているか確認すること。

- ・ 保証書の宛名の欄には、発注者である小美玉市長名が記載されていること。
- ・ 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する旨の記載があること。
- ・ 保証書の工事名欄には、請負契約書に記載される工事名等が記載されていること。
- ・ 保証金額は、請負契約書の契約保証金の金額（請負代金額の10分の1）以上であること。
- ・ 保証期間は、工期を含むものであること。
- ・ 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後の6ヶ月以上確保されていること。

②請負契約書の契約保証金の欄には、請負代金額の10分の1以上の金額を記載すること。

【請負代金額の変更又は工期短縮時】

請負代金額の変更又は工期の短縮により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱については、契約担当者の指示に従うこと。

【工期延長時】

管財課（契約検査係）に変更請負契約書案を提示のうえ、金融機関等が交付する保証内容変更契約書を提出し、変更請負契約を締結する。

保証内容変更契約書は次の内容を満たしているか確認すること。

- ・ 保証内容変更契約書の宛名の欄には、発注者である小美玉市長名が記載されていること
- ・ 変更後の保証期間が変更後の工期を含むこと。
- ・ 保証債務履行の請求の有効期間が保証期間経過後 6 ヶ月以上確保されていること。

【工事完成時】

銀行等の保証にあつては、完了検査終了後、管財課（契約検査係）に保証書に係る受領書を提出し保証書（保証内容変更契約書を含む。）の返還を受け銀行等に返還すること。

(4) 公共工事履行保証証券の場合

【契約締結時】

管財課（契約検査係）に請負契約書案を提示のうえ、保険会社が交付する公共工事履行保証証券（以下「保証証券」という。）を提出し、請負契約を締結すること。

①保証証券は、次の内容を満たしているか確認すること。

- ・ 保証証券の債権者欄には、発注者である小美玉市長名が記載されていること。
- ・ 保証債務を負担する旨の記載があること。
- ・ 保証証券の工事名の欄には、請負契約書に記載される工事名、工事番号が記載されていること。
- ・ 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上であること。
- ・ 保証期間は、工期を含むものであること。

②請負契約書の契約保証金の欄には、「免除」と記載すること。

【請負代金額の変更又は工期短縮等】

請負代金額の変更又は工期の短縮により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱については、契約担当者の指示に従うこと

【工期延長時】

管財課（契約検査係）に変更請負契約書案を提示のうえ、保険会社が交付する異動承認書を提出し、変更請負契約を締結すること。

異動承認書は次の内容を満たしているか確認すること。

- ・ 異動承認書の宛名の欄は、発注者である小美玉市長であること。
- ・ 証券番号が既に提出済の証券番号と同一であること。
- ・ 異動後の保証期間が変更後の工期を含むこと。

(5) 履行保証保険の場合

【契約締結時】

管財課（契約検査係）に請負契約書案を提示のうえ、保険会社が交付する履行保証証券（定額てん補特約付であること。）（以下「保険証券」という。）を提出し、請負契約を締結すること。

①保険証券は、次の内容を満たしているか確認すること。

- ・ 保証証券の被保険者欄には、発注者である小美玉市長名が記載されていること。
- ・ 保険契約を締結した旨の記載があること。
- ・ 保険証券の工事名の欄には、請負契約書に記載される工事名、工事番号が記載されていること。
- ・ 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上であること。
- ・ 保証期間は、工期を含むものであること。

②請負契約書の契約保証金の欄には、「免除」と記載すること。

【請負代金額の変更時】

請負代金額の変更により保険金額を変更する場合等の取扱いについては、契約担当者の指示に従うこと。

3 役務的保証の取扱い

2（4）の公共工事履行保証証券の場合に同じ。

ただし、役務的保証の場合は、次の内容を満たしているか確認すること。

- ・ かし担保特約を付したものであること。
- ・ 保証金額は、請負代金額の10分の3の金額以上であること。